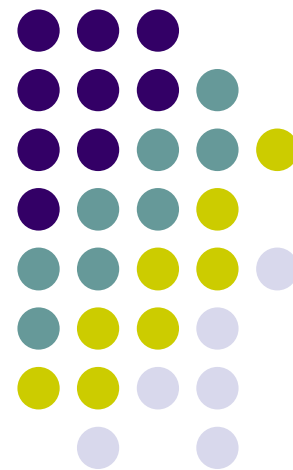


歴史上の人物名からなる 商標登録出願の取扱いについて

(商標審査便覧の改正)

川本 真由美



1. 概要



(1)「歴史上の人物名」とは

「歴史上の人物」⇒周知著名な故人の人物名。外国人も含む
「人物名」⇒フルネーム、略称、異名、芸名等も含む。

(2)商標法4条1項7号

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は登録できない。

判示:

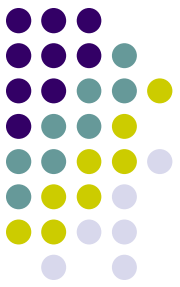
「商標自体が公序良俗に反するものでなくても、出願の経緯や目的に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するような場合には、商標法4条1項7号に該当する。」

(東京高裁 平成14年(行ケ)第616号 平成15年5月8日判決)

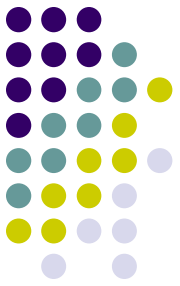
(知財高裁 平成17年(行ケ)第10349号 平成18年9月20日判決)

2. 改正の背景

(1) 従来の審査



- 「弁慶」(登録第68202号、大正3年登録)
- 「家康」(登録第522929号 昭和33年登録)
第30類「菓子」など
- 「石川啄木」(登録第605542号 昭和38年登録)
第33類「日本酒」など
- 「ダ・ヴィンチ」(登録第4726671号 平成15年登録)
第42類「書籍の内容に関する情報の提供」など
- 「山内一豊の妻」(登録第4946458号 平成18年登録)
第30類「菓子」など



4条1項8号(人格権保護)

「他人の肖像又は氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」は登録できない。

⇒ 故人の名称は対象とならない(知財高裁平成17年(行ケ)第10336号)。

4条1項10号、15号及び19号(周知・著名商標保護、出所混同の防止)

他人の未登録周知商標と「類似」する商標(10号)、「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生じるおそれのある商標」(15号)、「不正の目的をもって使用する商標」(19号)、は登録できない。

⇒ 歴史上の人物名は、“商標”として周知・著名とはいえず、商品・役務との関係を考慮すると、出所混同を生ずる場合が多いとは考え難い。

3条1項2号(識別力欠如、慣用商標)

「その商品又は役務について慣用されている商標」は登録できない。

⇒ 同種の商品又は役務について、多くの事業者が慣用しているようなケースは稀。

(2) 問題の所在



- 周知・著名な歴史上の人物名は、その人物の名声により強い顧客吸引力を有するため、商標として歴史上の人物名を使用したいと考える者も多い。
- その人物の郷土やゆかりの地では、地方公共団体や商会議所等の公益的な機関が、記念館を運営していたり、地域興しや観光振興のために人物名を商標として使用している場合が多い。

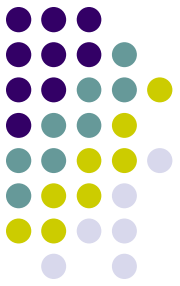


商標登録に対して、

- * 国民又は地域住民の不快感や反発を招くおそれがある。
- * 地域産業に悪影響を与えるおそれがある。

⇒ 商標法4条1項7号該当性:

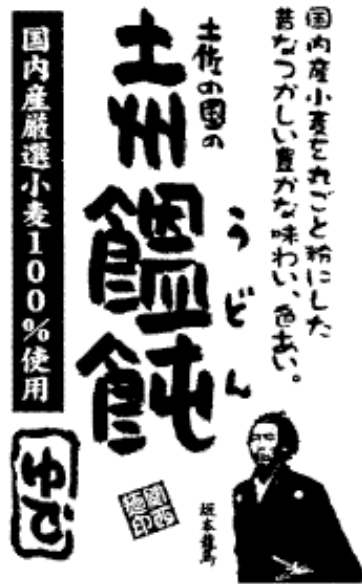
公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害するおそれがある



平成11年(1999)6月登録

第4283747号 第33類「日本酒」など

※拒絶理由通知なし

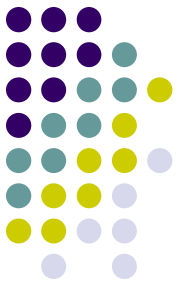


平成18年(2006)3月拒絶審決確定

第30類「うどんめん」など

不服2003-18931

「一般によく知られている歴史上の人物と認められる・・・してみれば、「坂本龍馬」の文字とその右側に坂本龍馬と認められる図を有してなる本願商標を、同人と何らの関係もない請求人(出願人)が、その指定商品について私的独占使用の目的をもって採択し、これを商標として登録することは、公正な競争秩序を害するおそれがあるから、これは社会公共の利益に反し、また、社会の一般的道徳観念に反するものというのが相当である。」



KENNEDY



平成12年(2000)1月登録

登録第4357483号 第34類「たばこ」など

不服平成10年15331号

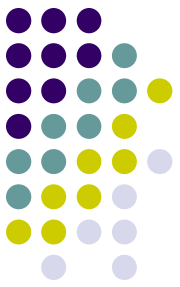
「原査定の拒絶の理由によって拒絶すべきものとすることはできない。」

平成17年(2005)1月拒絶審決確定

第14類「貴金属」など、第18類「かばん類」など 外

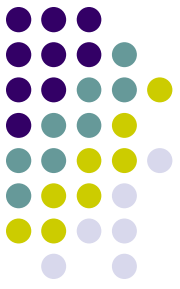
不服2002-15736

「本願商標は、星条旗をデザイン化したもの・・・、かつ、その「KENNEDY」の文字部分が該図形部分との関係から、アメリカ合衆国第35代大統領故John Fitzgerald Kennedy氏を想起せしめる・・・本願商標を一私人である請求人が私的独占使用を目的として採択することは、アメリカ合衆国の尊厳、ひいては国際間の信義則を保つ観点から、穏当ではないものといわざるを得ない。」



(3) 4条1項7号該当性の判断

- ① その人物・遺族との関係
- ② その人物名の利用状況との関係
- ③ その人物名と指定商品との関係
- ④ 外国の人物名については、
国際間の信義則に反するか否か



① その人物・遺族との関係

「STEVE McQUEEN」

(不服H11-11795 2002年1月審決)

出願が、故スティーブ・マックイーンの遺族に譲渡された ⇒ 登録

「ダ・ヴィンチ」

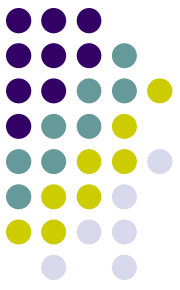
(不服2002-4631 2003年10月審決)

「…没後すでに約500年を経過し
…故人の遺族等が現存していることも確認しえない…」 ⇒ 登録

「福沢諭吉」

(無効2004-89021 2005年5月審決)

「遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものといわざるを得ない。」 ⇒ 登録無効

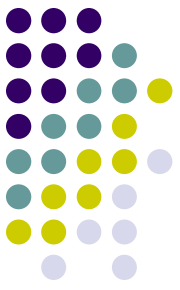


②その人物名の利用状況との関係

「中原中也」

(不服2006-18264 2009年3月審決)

- 記念館の運営、地元での商標の使用により、
「広く知られている」と事実認定
- 「同人と何ら関係もない請求人(出願人)が、その指定商品について私的独占使用の目的をもって採択し、これを商標として登録することは、その周辺の土産物店などの・・・標章の使用を困難又は不可能にするだけでなく、商標権を巡る争いなど無用の混乱を招くおそれがあり、公正な競合秩序を害するおそれがあるから、これは社会公共の利益に反し、また、社会の一般的道徳観念に反するものというのが相当である。」



③ その人物名と指定商品との関係

「マティス」

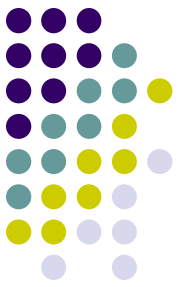
(不服2004-25936 2006年2月)

第20類「洗面化粧台, その他の家具」など

「本願指定商品との関係においては、当該文字がフランスの画家として知られる、「Henri Matisse(1869-1954)氏」の略称であると直ちに想起、認識されるとはいい難いものである。」⇒ 登録

④ 外国の人物名: 国際間の信義則に反するか否か

「KENNEDY + 米国の国旗風図形」⇒ 拒絶



(4) 最近の事例

① 山口県萩市による異議申立 (平成20年2月)

「桂小五郎」(登録第5090919号 異議2008-90060)

「吉田松陰」(登録第5090921号 異議2008-90061)

「高杉晋作」(登録第5090922号 異議2008-90062)

萩市の主張: 「遺族や3人を敬愛する郷土の人たち、
国民の社会的感情を著しく損ね、公序良俗に反する」

※いずれも不服審判を経て登録されたもの

- 「広く知られていること」は認定。
- 但し、「本願商標は、その構成自体がきょう激、卑猥、差別的又は他人に不快な印象を与えるような文字からなるものではなく、また、本願商標をその指定商品に使用することが社会公共の利益に反し又は、社会一般の道徳観念に反するものでもない。さらに本願商標は、他の法律によってその使用が禁止されているものとも認めることはできない。」(不服2006-12832審決)



② 山口県萩市からの要請書

- * 過去の特許庁の見解に統一性が見られない
- * 商標法の制度改正を要請

③ 地元から情報提供により、拒絶確定 (平成20年3月)

- * 「中原中也」(大正から昭和初期の近代詩人)

商品: 第32類「ビール, 清涼飲料水」など

(商願2005-91910 不服2006-18264 平成20年3月審決確定)

- * 「金子みすず」(大正から昭和初期の童話詩人)

商品: 第32類「ビール, 清涼飲料水」など

(商願2005-91913 不服2006-18265 平成20年3月審決確定)



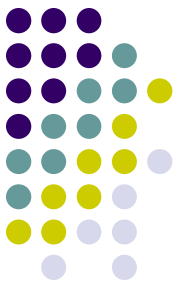
3. 改正審査便覧

取り扱い1

歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も商標法第4条第1項第7号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。

- (1) 当該歴史上の人物の周知・著名性
- (2) 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識
- (3) 当該歴史上の人物名の利用状況
- (4) 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
- (5) 出願の経緯・目的・理由
- (6) 当該歴史上の人物と出願人との関係

(商標審査便覧 42. 107. 04)



①当該歴史上の人物の周知・著名性

⇒ 顧客吸引力、出願人の認識を判断

②当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識

⇒ 国民や地域住民全体に、「共有財産」のような認識が形成されているか。

③当該歴史上の人物名の利用状況

⇒ 地方公共団体等の公益的な機関が、当該人物に関する祭り・イベントの開催、博物館・展示館の運営、当該人物をシンボルとした観光案内などを行っているか。

④当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係

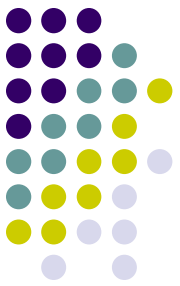
⇒ 出願商標が、利用されている商品・役務と類似する商品・役務に使用するものであるか否か

⑤出願の経緯・目的・理由

⇒ 公正な競争秩序を害するか否かを判断

⑥当該歴史上の人物と出願人との関係

⇒ 当該人物や上記③の利用者と出願人との関係、当該人物が亡くなってどの程度経過しているか。



取り扱い2

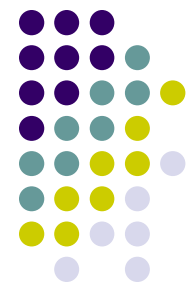
上記1.に係る審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等に乗じて、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当するものとする。

(商標審査便覧 42.107.04)

「母衣旗事件」

(東京高裁 平成10年(行ケ)第18号 平成11年11月29日判決)

「原告による、町の経済の振興を図るという地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に乗じて・・・公共的利益を損なう結果にいたることを知りながら、「母衣旗」の名称による利益の独占を図る意図でしたものとわざるを得ず、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものをいうべきである。」



4. 疑問点

(1) 私有財産か、公共のものか

* 遺族の承諾(？)

(2) 誰が登録できるのか、誰もできないのか

* 「ゆかりの地」は複数ある

* 「篤姫」の登録は？

ご清聴ありがとうございました。

